

広報
あかいけ

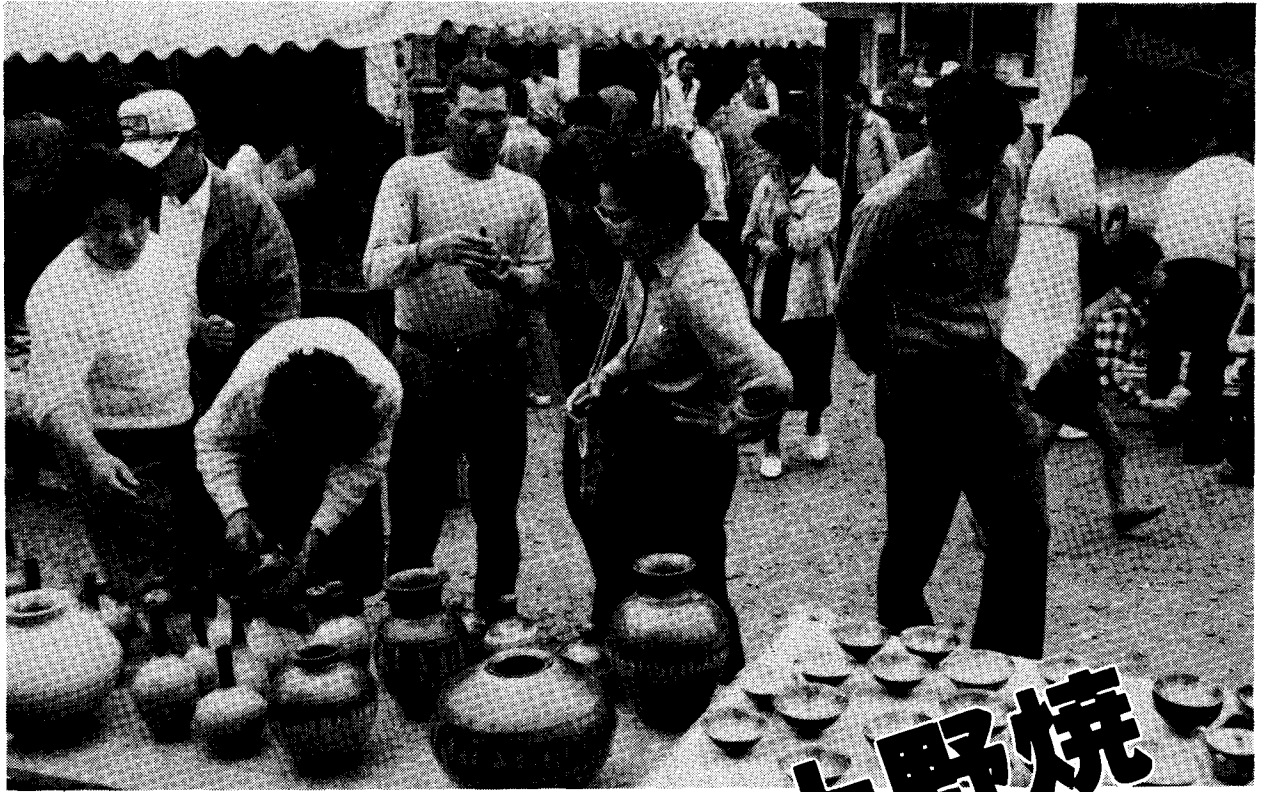
61年

5月

No 280

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 ☎(代表) 28-2004

印刷所 赤池印刷 毎月 1回発行



(として保存してください)

▶にぎわった13回の上野焼陶器まつり◀

なんてったって上野焼
Festival

第13回上野焼陶器まつりは、4月18日の金曜日から20日の日曜日まで3日間、町内の各窯元で開かれました。

18日、10時から原の花キ集荷場で行われたオープニング式典には関係者約40人が出席、雨の中のフェスティバルのスタートとなりました。

天気心配された今年の陶器まつりでしたが、土曜日午後からは除々にお客さんも増え、3日間で1万2千人

4千7百台の人と車の上野の里に入り込みました。

特に日曜日は、1時間に5百台以上の車が入り、組合が運行した無料バスも7百人以上が利用しました。

各窯元の展示場や庭先では威勢のいい声が飛びかい、あちこちで商談がまとまり、また、沿道には山菜や植木などを売る出店も出て、祭り気分を一層盛り上げていました。

初日が雨だったため、お客さんは昨年の一割減でした。

また、ここ数年売り上げの伸びがなく、陶器まつりも、何か新しい対応を迫られているようです。

5月は 軽自動車税、国民健康保険税1期分 の納税月です

7項目の答申まとまる

赤池町行政改革推進委員会 職員の意識改革、自己研さんを求める



赤池町行政改革推進委員会の答申が三月三十一日にまとまりました。これは、昨年の九月、町長から町行政の制度および運営についての改善方針に関して諮問を受けた「赤池町行政改革推進委員会」のみなさんが、七カ月の歳月と、十五回におよぶ会議を重ね、簡素で効率的な町行政確立のため、国の示した七項目の基本方針にそって関係各課や機関からの事情聴取や資料の提出を求め、赤池町独自の改善方針をまとめたものです。以下、概要をお知らせします。

町では、町長を本部長とし各課長からなる行政改革推進本部を設置し、この答申に基づいて四月末日までに大綱づくりを終える予定です。

理念と基本方向

さまざまな行政ニーズに適正に、また効率的にこたえていくことは基本です。

今回の行政改革は、町民本位の行政を推進するために、最少の負担で最大の行政サービスを行うことが求められており、そのためには、町長をはじめ、各職員が本当にやる気を起こし、率先して実行することです。

また、行政改革は、町民のみなさんの積極的な協力と参加が必要であり、これなくては成功はあり得ないと思われまます。

事務事業の見直し

①審議会等の見直し

現在、委員会・審議会などが三十六ありますがその必要性や行政効果などを考えて、見直し整理が必要となっています。人員についても最少限度にとどめ、出日当についても適正な削減をはかるよう求められています。

②補助金・負担金の見直し

各種団体に対する補助金、負担金は非常に多く、二百項目にもものぼり町の財政を悪くする一因ともなっています。このことから限られた財源を重点的、効率的に活用するため、整理合理化を推進し、一割カットを目標に適正な削減をはかるよう求められています。

③各種使用料や手数料の見直し

各種証明等の手数料は、近隣町村とほぼ均衡がはかれています。が、町営住宅の家賃については、過去五年間、七十パーセントを最高に改定を行っており、維持管理、家賃の徴収体制の強化と収納率の向上に更に努力が望まれています。

老朽した住宅については、居住水準の向上を考慮して、建替え、改築等の見直しが求められています。また、その払下げについても努力が望まれています。

④水道事業の見直し

- 委員のみなさん
- ◎立花 杉夫 (市場、議 会)
 - 浦田 勇 (上野、議 会)
 - 山下 次男 (赤池、議 会)
 - 平元 光年 (上野、議 会)
 - 小松 篤生 (上野、労働代表)
 - 青木 等 (上野、労働代表)
 - 中原 和義 (上野、労働代表)
 - 亀井 澄子 (赤池、婦人代表)
 - 猪口 公子 (赤池、婦人代表)
 - 田中 久夫 (市場、農業委員)
 - 左 重喜 (赤池、商工会)
 - 秦 住雄 (赤池、教育委員)
 - 亀谷 松次 (赤池、民生委員)
 - 久原 弘 (赤池、その他)
- 〔敬称略、()内は住所と選出母体〕◎は会長○は職務代理者

水の有効利用について意識の向上をはかり、新たな水源の開発および給水施設の改良整備を促進し水の安定供給に努める必要がありまます。また累積赤字の問題については、健全化計画に基づき早期解消をはかるよう求められています。

⑤病院事業の見直し

県からの医師の派遣は、病院としては大きな収穫であり、現在、ある程度の診療体制は確保されています。これからも地域医療を守るため、医師の確保・定着・増床をはかり、累積赤字の早期解消になお一層努めるよう求められています。

⑥公債費(借金)の見直し

昭和五十年から五十二年間に

給与の適正化

①給与および各種手当の見直し

町の財政再建計画に従い、給与水準の適正化への努力がみられているので、今後も国家公務員並の適正化の方向で検討するよう求められています。

また、非常勤公務員の報酬については、近隣とほぼ同じ程度ですが、まだ細部にわたり研究が必要となっています。職員旅費については宿泊料等条例の見直しを求められています。

定員管理の適正化

①職員定数の適正化

三月現在の職員数は百六十五人と類似団体とほぼ同数となっています。今後は事業の関連とも見合わせながら、部門別の定数を把握し、適正な是正を行う必要がありまます。

職員の年齢構成についても、同

民間委託・OA化等事務改革の推進

①民間委託への見直し

老人ホームは、財政負担などを考慮し、今後は町の管理のもとで団体に委託していくことが、望まれています。また、学校給食センターは、施設の改善が必要であり、審議会で十分協議願うとともに一部事務組合方式等については下田川四カ町で今後検討するよう求められています。

②OA化への見直し

事務の効率化と住民サービスの向上をはかるため、電算機器の導入は必要になってくると思われ十分検討するよう求められています。

会館等公共施設の設置および管理運営の合理化

①公共施設の使用料の見直し

使用料については大体適正であり、今後は、今の施設の有効利用を推進するため、他町村との均衡を十分保つことが必要となつてい

地方議会の合理化

法定の議員定数は二十二人と定められています。現在の定数は十八人であり、定数を減らすことについての住民のみなさんの声はありますが、これについては慎重に検討することが望ましいとされています。

②防犯灯・街灯の見直し

電気料金が非常に多く、町負担地元負担が明確でないため、この調査を早急に行い、公共灯については、廃止できるものは廃止して必要なものは再契約するなどの措置が必要となっています。また、水銀灯から蛍光灯への切り替えを検討し、条例化の必要も求められています。

③保育所の運営改善

町内の四保育所は、すでに法人化しており見直しの必要はないと思われまます。保育料の減免措置は今までどおり対応していく方向で検討するよう求められています。

④天郷青年の家の見直し

今後、県営事業の方向で県等に陳情を行っていく必要があり、また、近隣市町村を含めたところの一部事務組合方式への検討も求められています。

組織・機構の簡素合理化

①課および係の再編整備

現状ではなお問題点が見受けられ、一元化する事務があると思われるところから、課長会、係長会等で協議検討が求められています。

②公社の運営見直し

現在、町土地開発公社がかかえている土地面積は、四十一万四千六百七十八坪、銀行からの借り入れ総額は、十五億八千九百万円となっており、支払利息も年間一

かけて、投資的経費を増額し、施設の改善、新設を行っています。これにより借金の返済額が大きくなるとしめ、昭和五十四年度から制限比率が二十パーセントをオーバーし、一部借入れの制限がなされ、準用再建団体の限度のライン上にあります。したがって、再建計画案を再検討し、投資的事業については、圧縮をはかり、なお一層の抑制を行うよう求められています。

⑦扶助費の見直し

産炭地の特殊要因もあり、決算額は類似団体の四・一倍と多くなっています。(60年度)単独事業については、五十五年以降以降、単価据え置きを行い、また、補助事業についても国の基準にそった単価改正の実施検討がなされています。今後は、義務負担のない扶助費について検討が求められています。

⑧貸付金の見直し

住宅新築資金等貸付金については、昭和五十九年度までに十七億八千九百万円の貸付額、件数で八百二十一件となっています。償還状況は年々低下して、五十九年度末で一億三千八百万円の未納額となり、一千九百六十九万円の赤字決算となっています。

このようなことから事業の円滑な運営は困難であり、未納者には

組織・機構の簡素合理化

①課および係の再編整備

現状ではなお問題点が見受けられ、一元化する事務があると思われるところから、課長会、係長会等で協議検討が求められています。

②公社の運営見直し

現在、町土地開発公社がかかえている土地面積は、四十一万四千六百七十八坪、銀行からの借り入れ総額は、十五億八千九百万円となっており、支払利息も年間一

3年連続の暫定予算



各特別会計予算などを可決

昭和三十二年三月定例町議会は、三月十二日から二十九日まで十八日間の会期で行われました。今回は、三年連続となった一般会計暫定予算をはじめ、町立病院事業会計など十一の予算関係議案と四つの給与関係議案など、合計二十二の議案が審議され、いずれも執行部提出の原案どおり可決されました。

また、開会当日、池永町長は、六カ月の暫定予算とせざるを得なかった理由など、当面する町政執行にあたっての施政方針演説を行い、「今年度は、赤池町の運命が左右される年でもある」と厳しい財政事情を訴えました。

このほか、請願三件、陳情二件、一般質問など多くの事項を審議して会期を終了しました。なお、四月十二日には、工事請負契約などを議案とする臨時議会が開かれました。

概要は次のとおりです。

予 算

昭和三十二年赤池町一般会計暫定予算
 昭和三十二年赤池町国民健康保険事業勘定特別会計予算
 昭和三十二年赤池町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 昭和三十二年赤池町上水道事業会計予算
 昭和三十二年赤池町立病院事業特別会計予算
 昭和三十二年赤池町老人保健特別会計予算

一般会計は、前年度の歳入欠か

補正予算

昭和三十二年赤池町一般会計補正予算(第一号)までの予算総額四億四千九百九十九万九千九百九十九円、今回、一億二千三百三十八万八千円が追加され、総額五億六千六百四十一万八千

円になりました。主なものは、歳入で、産炭地域振興特別対策事業として実施したニュータウンのし尿処理施設や清掃センターのゴミ処理施設改修工事に伴う国からの交付金二千五百万円や各種事業に伴う借金の増額八千四百万円などです。

歳出では、町立病院、水道事業に対する支出金、開発公社用地的購入費、地区道路の整備事業費などです。

昭和三十二年赤池町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)は、総額六億四千二百八十八万三千円になりました。

総額五億二千二百円となりました。内容は、今年度、貸付事業に対する県の補助金が新設されたことなどによるものです。

昭和三十二年赤池町一般会計補正予算(第二号)は、昭和三十二年赤池町一般会計補正予算(第一号)の給与改定に準じて町職員の給与改定が行われたことにより、その経費一千八百六十六万五千円が追加補正され、総額四億八千八百三十三万二千円となりました。

各会計の61年度予算額と対前年度比 (一般会計率は前年度が3カ月の暫定予算のため未記入)

会 計	予 算 額	対前年伸率(%)
一般会計暫定	24億4,306万円	
国民健康保険事業特別会計	4億1,219万円	114.2
住宅新築資金等貸付事業特別会計	3億8,343万円	111.9
上水道事業特別会計	2億4,486万円	113.3
町立病院事業特別会計	6億0,502万円	114.6
老人保健特別会計	7億6,334万円	130.3

条例の一部改正

赤池町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の通勤手当支給方法に関する条例の一部を改正する条例の制定について

企業職員の給与の種類および基

準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、四議案はいずれも国家公務員の給与改定に準じてそれぞれ条例が改正されました。

内容は、人事院勧告により、昨年の七月一日にさかのぼって職員給与が平均三・五四%引き上げられたこと。また、これまでの六等級制の給料表から七級制の表に改められたこと。また、級別標準職務表の改正、および級別の職員定数が定められたことなどです。

赤池町営住宅家賃徴収条例の一部を改正する条例の制定について

伏原団地の窓をサッシに取り替えたため家賃を六百元アップし、また、新しく建設した岩屋団地の家賃が一万六千五百円に定められました。

職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

休日は特別休暇として規定されていますが、人事院の勧告により昭和三十二年一月一日から休日法による休日扱いとなったため、条例の一部改正されました。

条 例

町道路占用料徴収条例の制定について

日本電信電話公社が民営化されたことにより、今まで町道路に占用されていた同社と九州電力の電柱、電話柱の占用料を事業者

から徴取するための条例が制定されました。

計画の一部変更

赤池町過疎地域振興計画の一部変更について

実施されなかった事業や新しく実施した事業など、整備計画の一部が変更されました。

財 産

町有財産の取得について

保育所敷地や赤池納骨堂など公共施設用地を赤池町土地開発公社から購入するため議決を得ました。

委 員

赤池町固定資産評価審査委員会委員の選任について

現委員の任期満了となったため再選されました。

赤池町教育委員会委員の選任について

任期満了で兼重直之委員が辞任され、新しく浦田弘二委員が選任されました。

工 事

工事請負契約の締結について

昭和三十二年の就労事業七件の予定価格が三千万円を下らないため、規定により議会の議決を求めました。工事名、請負業者、請負代金額は表のとおりです。

専決処分

専決処分の承認について

地方税法の一部改正などの法律が三月三十一日成立、公布されたことにより、赤池町税条例の一部を四月一日付けで専決処分したので議会の承認を求めました。

内容は、町県民税の均等割りと所得割りの非課税限度額が六十一年度分から引き上げられたこと。

工 事 名	請負者	落札金額
昭和三十二年開就事業 瀬ヶ谷住宅団地内道路新設工事(1工区)	(株)崎山組	9,100万円
〃 (2工区)	中川建設(株)	7,665万円
〃 瀬ヶ谷水路整備工事外小藤～伏原線道路改良工事	(有)熊谷組	5,150万円
昭和三十二年特開事業 大浦公共用地造成工事外1線(上の山～隠田線)1工区	(有)薬野組	9,450万円
〃 2工区	小正建設	1億0,250万円
〃 大浦公共用地造成工事3工区	(有)香月建設	6,040万円
〃 岩屋団地進入道路新設工事	(株)中辰組	5,265万円

一般質問

また、たばこ消費税が五月一日から一本につき一円引き上げられたことです。(四月臨時)

一般質問

国失対制度事業の今後と地域経済との関係について

産炭地の財源の乏しい町村の大きな地域振興を果している。存続は訴え続けてきた。四十二名の七十歳以上の人がやめていくが、財政事情からして百七十万円の自立祝金が限度と考える。

どう救済していくか、今後の課題である。現時点で任意就労事業の考えは持っていない。田川地区や県で取り組むよう依頼している。高齢化に伴い、労働問題としてとらえることは、国民の合意を得にくい。福祉の問題として十分考

一般質問

国鉄問題について

廃止反対、存続を訴えている。具体的な方策は出ていない。止むを得ないなら第三セクター方式も検討する。国鉄職員の採用については断っている。

補助金カットと地方交付税との関係について

カットは暫定措置として三年間。補てんは一年間と、厳しい運営を迫られている。特に退職者医療の増加で国保運営はピンチに立たされているが、補助金については一部復活交付金として交付される

報 告

昭和三十二年定例事務監査の結果報告

二月七日から二月二十一日まで実施された予算執行状況についての監査結果が議会選出の監査委員より報告されました。

請 願

食品の安全確保を求める請願

スパイ防止法制定に関する意見書提出を求める請願

国鉄分割、民営化に反対し、真に国民のための国鉄再建を実現する意見書採択を求める請願

そのほか、昨年の九月定例会で産業建設委員会へ付託されていた「中尾地区道路路肩補修に関する請願」および、十二月定例会の「赤池町車道の一路線の舗装に関する請願」は、現地調査など審議を重ねた結果、採択されました。

陳 情

昭和三十二年保育関係赤池町予算に対する陳情

国立療養所「田川新生病院」の存続、充実に関する陳情

陳 情

昭和三十二年保育関係赤池町予算に対する陳情

国立療養所「田川新生病院」の存続、充実に関する陳情

保健婦を配置しました

お気軽にご相談ください

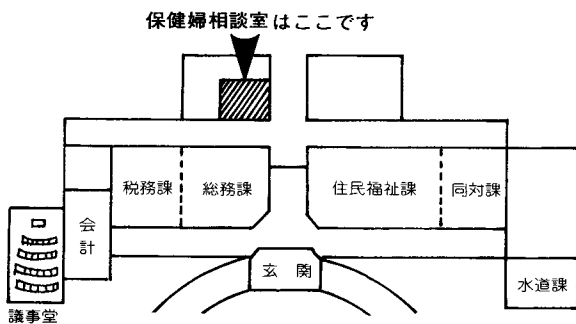
4月1日から、役場住民福祉課に保健婦がおかれまして。これは、老人保健法の施行に伴って、成人病対策や母子保健対策など、みなさんの健康づくりのお手伝いをするため、専門の保健婦を配置したものです。

今後は、みなさんの家庭を訪問して健康指導をしたり、役場の相談室や電話で健康相談を受けたり、いろんな組織や、グループに対しての衛生教育を行ったりと、除々にその業務を広げていく予定です。

予防接種や検診に対する問い合わせはもちろん、赤ちゃんを育てる上での悩みや妊娠中の心配ごとなど、どんなことでも結構です。お気軽にご相談ください。



▶役場内に保健婦相談室をつくりました。お気軽にご利用ください◀



保健婦相談室はここです

今年度から、老人保健法に基づいて、赤池町に保健婦が置かれるようになりました。保健婦の仕事はどんなものか、簡単にご紹介します。

病院の中で患者さんの世話をするのが看護婦さんですが、保健婦は、自宅から通院治療中の患者さん、病気があっても症状が無いために放置している方や健康な方を対象にして、地域の中で働くことにな

ります。検診をして早く病気を発見し、早期に治療してもらったり、病気を放置している方には治療を勧めたり、治療のための相談を受けたり、町内の病院の先生方と連絡を取り合ったりして訪問看護をしたり、また、健康な方に対しては、より一層健康であるように、病気の予防や健康の増進についていっしょに考えていきます。

類、数などを調べてみますと、当町も例にもれず、心臓病、脳卒中、高血圧症などの循環器の病気やがんなどの成人病が大半を占めています。これらの成人病対策を主体に、妊産婦、乳幼児保健事業などを含めて、赤池町の保健事業にそってやってゆきたいと思えます。

病気をなおすのも、健康を守るのも、みなさん自身です。保健婦は微力ながらみなさんの健康管理に援助させていただきます。



保健婦 太田 みのり

昭和四十六年長崎県立保健婦学校卒業、昭和五十三年赤池町立病院勤務、昭和六十一年四月より赤池町保健婦



▶中央研修所で開かれた福祉体験学校◀

22人が障害を体験

— 体験学校で今後の活動を誓う —

四月一日、赤池町社会福祉協議会主催で、福祉体験学校が開かれました。今年、二十二人の中学生が参加し、点字、手話の基礎を勉強したり、三歳のとき軽い脳性マヒを起し、以来、車イスの生活をされている小原松勉さん(山田市)の自立更生の体験談を聞き、実際に目隠しで車イスに乗って障害を体験しました。参加した中学生は、これを機会にPEACEという会をつくり、今後、福祉の勉強やボランティア活動が続けることを誓い合いました。

同和問題啓発シリーズ ②

田川の部落形成とたたかひの歴史

(三) 崩れかけた農村を支える 「被差別」身分の人びと

享保年間(一七一六年〜一七三六年)のころになると、田川の百姓たちの中にも、重い年貢に耐えきれず土地をすてて逃げる者がでてきました。さらに「享保の大きな」によって五人に一人という多くの百姓が死んでいきました。このようなことから、当時は年貢(税金)が村単位にかけられていたため、残った百姓の負担はさらに重くなり、そのためつづれたり

今後の広報啓発の中で「えた、ひにん」という封建身分や被差別部落を略した用い方で「部落」という用語を用いています。現在の民主主義社会においては、用い方によって人権侵害(差別)

につながらないような用語は避けるべきですが、学習をわかりやすくするため、やむをえず用いたものです。その点を十分認識の上、学習をより深めて下さい。

(四) 部落の人々が果した「生産」と「労働」の歴史

— 脱貧困、脱賤化をめざす たくましい努力 —

こうして、農業専門家となった「えた」身分の人々は、貧困からぬけ出すため、見下げられいやしめられることから解放されるため、どんな不利な条件でも、どんな農業に参加し、「生産」と「労働」のかがやかしい歴史をつくり上げていきました。それは、まさに差別を克服するエネルギーであり、差別との日常的なたたかひであったといえるでしょう。このありさまを、天保時代(一八三〇年代)筑前の国学者青柳種信は、次のように書き残しています。

今の世に、えたと称する者、重きを負いておもしろとせず、耘(田畑を耕し)農作をすること、をなして(苦)勞とせず、これによりていづれの国にも近代に至りて民力(農民の労働力)足らずして、田畑の荒蕪(荒れはてること)する所、あるいは山野を墾開(山野を開いて田畑をつくること)するなどの時は此の民に命じて成さしめ、又は其の地を与えて住居

せしむるに、その功(はたらき)すみやかにして、荒田(荒れはてる田)を良田(米がよくとれる田)となし、やせたるの地をも熟田(収穫量の多い田)とする、故に遂に平民と同じく公田(年貢の對象となる田)を耕し、賦斂(年貢、つまり税金を割りあてて取りたてること)を同じうするもの年を逐いて多くなり、是止事なき勢い、村として年貢が払えず、崩壊しかけていた村におけるこうした低い身分の人々のめざましい働きぶり、村のために果たした生産は村人たちに救世主のようにありがたしいものとして感謝されはたはずです。

このようにことから「えた」身分のまま農業専門者にされた人たちも、この農村協同体の中では「えた」と呼ばれることがなく、「えた百姓」さらには「新百姓」と呼ばれ、村の中での評価や地位が高められる空気が生まれてきたのも、当然の成り行きだったのです。

福岡県部落史研究会資料より

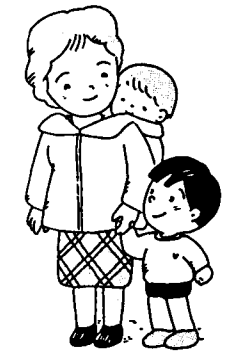


今月の解放講座

とき 5月28日(水曜日) 午後7時30分から
ところ 同和対策中央研修所
自己を見つめ、暮しを高める解放講座へ、みなさんさそいあって参加しましょう。

二人目のお子さんから受け取れます

児童手当法の改正—六月一日から



児童手当法が、六月一日から変わります。いままでの法律では、三人以上のお子さんを育てている家庭に、児童手当が支給されましたが、今回の改正で、二人目のお子さんからも支給されるようになりました。

増額分の申請を

三人以上のお子さんを育て、現在児童手当を受給している家庭で二人目のお子さんが新制度の対象(昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童)となる場合は、新たに申請をする必要があります。一人あたり月額二千五百円の手当が増額されます。なお、第三子以上のお子さんについては今までどおり、一人あたり月額五千円が支給されますが、低所得者(町民税所得割非課税者)についての月額二千円の加算は、今回の改正によりなくなりまし。

第二子には月額二千五百円

昭和六十一年六月一日現在、十八歳未満のお子さんを二人育てている家庭が、対象になります。ただし、二人目のお子さんは昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童に限られ、対象となる家庭には月額二千五百円の児童手当が支給されます。対象となる児童をおもちの家庭は、五月三十一日までに役場で申請してください。

対象児童の年齢三年間で段階的に修正

新制度では、三年後に対象児童の基準を就学前に統一し、より多くの家庭に児童手当を支給されることになりました。支給額は変わりませんが、支給期間が変わりますのでご注意ください。

◎一年目(昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日まで)
◎二年目(昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで)
◎三年目(昭和六十三年四月一日以降)

二人目のお子さんも三人目のお子さんも、就学前までを対象児童とします。

国民年金の加入対象者の範囲が拡大されました

65歳までの方は任意加入できます

四月からスタートした新年金制度では、国民年金の適用範囲が拡大され、今までは任意加入の対象となっていた次のような方も必ず加入することになりました。

- ①国会議員、地方議会議員およびその配偶者
- ②厚生年金保険などの障害年金の受給権者およびその配偶者
- ③厚生年金保険などの遺族年金の受給権者
- ④厚生年金保険などの老齢年金等の受給資格期間満了者

これらの方で、厚生年金保険や共済組合に加入していない方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。加入の手続きをとりましょう。

四月からの新国民年金では、年金者を解消していくため、国民年金の任意加入への途が広がりました。

自営業者等で六十歳以上六十五歳未満の人も国民年金に任意加入ができるようになりました。

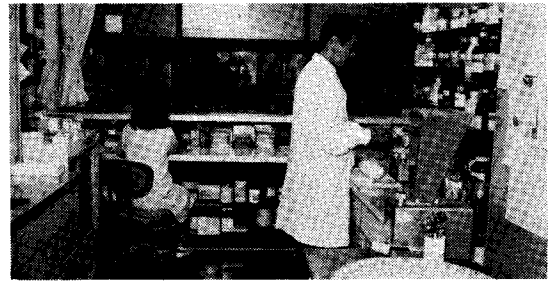
医療費に左右される国保税

医療費は、毎年増え続けています。本年度も昨年度に比べ、二十二・八割も増えており、医療費が多くなれば保険料も高くなることとなります。みんなが医療費の無駄をはぶき、保険料を納めていただくようお願いいたします。

国保に加入する日 やめる日

- ①転入してきた日(他の健康保険に加入していない場合)
- ②職場等の健康保険をやめた日
- ③子どもが生まれた日
- ④生活保護を受けなくなった日
- ①他の市町村へ転出した日の翌日
- ②職場の健康保険に入った日の翌日
- ③死亡した日の翌日
- ④生活保護を受けはじめた日

待ち合い室



薬局の窓口でよく患者さんに「この薬は何の薬ですか」と聞かれます。その時は血圧の薬とか胃薬と簡単に説明します。薬の種類が多いと、不安に思う気持ちもわかるのですが、最近の薬は昔のように一つの薬で数種類の薬理作用を有する複合剤は少なくなり、ほとんどが単味薬剤(一剤で一つの作用をもつ)のため、薬理効果を期待するには、多剤併用の処方になります。患者さんが多い薬の中から窓口で説明を聞いて、自分で薬を選択し服用しているのではないかと不安になります。医師は薬を全部服用しているものと思いを診察をして検査をします。その結果、薬が増えたり他の薬に変えたりするのです。医師は患者さんに、一番必要な薬を処方しています。薬は、正しく服用さ

れてこそ、その効力を最大に発揮するのです。また、薬があまっていたので半年ぐらいた後に、自分を含めて家族に同一症状が起きたと判断して服用した事を聞きます。薬には有効期限があるし、梅雨期には変質をおこす事もあります。薬は化学物質であり、その中で有効性と安全性を考え、一番適した剤形として用いられているもので、生体にとっては異物であり、好んで服用するものではありません。飲みかた次第では、良薬にもなるし、毒物にもなる可能性があります。薬袋に書かれている事をよく読まれて服用して下さい。もし、わからない事があれば窓口でお尋ね下さい。

赤池町立病院 薬局主任 清原 穆

つれづれに 65

老人ホーム天郷荘 松本たかし
雛の宴酔ひし姥らの乙な歌
点茶立つ毛氈映ゆる梅日和
活けし桃薔ほころび色香あり
整髪の奉仕をうけし梅日和
山笑ふ峽の雲元彼方此方に
奇特な人桜苗木を贈り来て
俳談や酒も注がれて春炬燵
古都よりの宅宅とけば春の色

花の宴

老人ホーム天郷荘 柿原 香草
花の宴 梅桃さくらいちどきに
花の宴 陶器まつりにさきかけて
花の宴 仮設の演舞場豪華
花の宴 改築成りし家鴨小舎
花の宴には頃合いの花曇り
花の宴 町の顔役一堂に
花の宴 駐在さんは芸達者

役場人事

【退職】○藤野八郎(老人ホーム天郷荘長) ○森五月(町立病院用務員) 3月31日付
【異動】○国土調査係長 田口龍

男(農政、商工観光係長) ○同和対策中央研修所係長 柴田武己(同和対策課事業、調整係長) ○町立病院事務係長 竹本アサエ(同主査) ○学校教育係長 川口栄子(同主査) ○町立病院事務係長 柴田和子(同主査) ○農業委員会事務係長 池田厚美(同主査) ○同和対策課事業、調整係長 皆川保(同主査) ○農政係長 山尾繁樹(同主査) ○国土調査係長、労働組合役員従事休職 沼口富生(同主査) ○徴収係長 藤原武司(同主査) ○福祉係長 立花政彦(同主査) ○商工観光係長 中原和義(同主査) ○財政係長 宮崎春美(同主査) ○町立病院看護婦副長 渡辺民子(同主任) ○町立病看護婦主任 成崎美津枝 ○町立病院薬剤師主任 清原穆

○桑野万治(市津) ○角村トヨノ(石松) ○今吉義男(南町) ○吉田治男(車道) 以上6件総額12万5千円(4月15日現在、敬称略)

赤池町社会福祉協議会

【賛助会費】(一口一千元)
○太田博文 10口 ○千代田千代子 10口 ○岡田宗治 5口
【寄附】
○能登環境開発工業 10万円 ○正栄自動車整備工場 5万円 ○「さくら祭より」吉田酒店 2千円、赤池を愛する会 5千円
【香典返し】
○森茂(稲荷) ○船津幸吉(伏原)

3月末日住民登録(前月比)	
人口	10,092(△16)
男	4,787(△7)
女	5,305(△23)
世帯数	3,357(△16)

5月 福祉センターの行事

<p>【休館日】 3日、4日、5日 12日、18日、26日 【福祉バス運行日】 休日を除く毎日 【仏教講演会】 5月13日(火)午前11時から</p>	<p>【演芸】 入館者へ自由に舞台を提供します。 ご利用下さい 【心配ごと相談日】 7日、17日、27日 午前10時～午後3時</p>
---	---

暮らしの情報

相談

●乳児保育相談▽5月19日(月)、町民会館▽10時～11時半▽午後2カ月～12カ月

●心配ごと相談▽7日、17日、27日▽福祉センター▽10時～15時

●戦傷病者補装具支給相談▽対象者▽戦傷病者手帳の交付を受け、公務上の傷病により障害の状態が三款症以上で、補装具の装着を必要とする人▽日、場所▽大任町中央公民館(6月17日)○田川市武道館(5月21日)○直方市中央公民館(7月9日)▽時間▽10時～

15時▽当日は、戦傷病者手帳と印かんを持参ください。

●不動産鑑定士無料相談▽相談日

毎月1、3金曜日▽時・場所▽県庁1階、県民相談室(13時～16時)▽申込み▽相談を希望される人は、事前に電話で申込みください。☎092(651)1234

○第2、4金曜日は弁護士による無料法律相談を実施しています。

講習・講座



●商業簿記基礎講座▽対象▽商業簿記の基礎コース▽日時▽昭和61年7月21日～8月末日(午後6時～8時)▽場所▽田川センターホール▽受講料▽七千円▽問い合わせ▽田川商工会講所(田川市大黒町3の11) ☎44-3150

●栄養指導講習会▽5月27日、町民会館▽10時～12時▽老人検診時に併用して開催します。

予防と検診



●麻しん▽5月15日(木)、町立病院▽13時半～15時▽午後18カ月～36カ月

試験・募集



●危険物取扱試験▽試験日、会場▽6月15日(近畿大学九州工学部)

●国税専門官募集(大卒程度)▽受験資格▽昭和34年4月2日から40年4月1日生まれの人▽受付期間▽5月16日～5月23日▽一次試験▽7月12日および13日(福岡大学高宮校舎)▽申込書提出▽福岡国税局人事第二課(福岡市博多区博多駅東2の11の1)▽申込用紙請求、問い合わせ▽福岡国税局 ☎092(411)0031または最寄りの税務署

●青年バレーボール部員▽練習時

▽毎週水曜日、午後8時から10時まで▽練習場所▽赤池中体育館▽年齢▽高校生以上30歳くらいまで▽部費▽月五百円▽申し込み▽赤池町教育委員会へ(☎28-4100)



ふれあい体育祭

5月18日(日)

第25回の町民体育祭は次のとおり行われます。

- とき：5月18日(日)
 - ところ：町民グラウンド
- ※雨天中止、テントの設営は前日の15時から19時までをお願いします。その際、グラウンド内に車の乗り入れをしないようお願いします。

バレーボール教室へのおさそい

- 練習日/毎月第1・3土曜日 午後8:00～10:00
- 場所/町民会館
- 会費/年間1,000円
- 申し込み/教育委員会へ(☎28-4100)

集れ小さな冒険者たち 少年の船団員募集

- 期日/7月20日から7月24日と7月29日から8月2日
- 訪問地/沖縄県本島
- 参加費/小学5～6年 41,000円 中学生 44,000円 班長(18歳以上30歳未満)
- 募集期間/5月6日～6月5日
- 申込み/教育委員会 社会教育係へ
- その他/過去に当「少年の船」に参加した人はご遠慮下さい。
- 詳しくは赤池町教育委員会へ

▽準備講習日、会場▽6月1日(田川青少年文化ホール)▽受付日場所▽5月1日～5月13日(田川地区消防本部)▽問い合わせ▽田川地区消防本部防課危険物係(☎44-0650)

●警察官採用試験▽受験資格▽昭和33年4月2日から39年4月1日までに生まれた大学卒の男子▽受付期間▽5月14日まで▽一次試験▽6月1日(福岡高等学校)、8時半～17時▽申込、問い合わせ▽福岡県警察本部警務課任用係(福岡市博多区東公園7番7号) ☎092(622)0700または最寄りの警察署、派出所

5月31日は自動車税の納期限です

問い合わせは財務事務所へ